登記原因証明情報

１ 当事者及び不動産

（１） 当事者　 権利者　（甲）

　　 義務者　（乙） 大 阪 府 茨 木 市

（２） 不動産の表示

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 【所　 在】 | 茨木市 | | |  |
| 【地 　番】 | 【地　　目】 | 【地　　積】 　㎡ | |
|  |  |  |  |

２ 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) この土地について、都市計画法第29条の開発許可を受けた者が、開発許可を得た工事が完了した後、同法第36条第２項の規定による検査済証の交付を受けた。

(2) 　　　　年　　月　　日、都市計画法第36条第３項の規定による公告がなされたため、翌日、都市計画法第40条第１項の規定により、この土地は甲へ帰属した。

(3) よって、本件不動産の所有権は　　　　年　　月　　日、乙から甲へ移転した。

　　年　　月　　日 　　大阪法務局北大阪支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません

　　　権利者　　 住　所

　 氏　名　　 　　　　　　　　　 　 印

　　　義務者　　 住　所　 大阪府茨木市駅前三丁目８番１３号

　 氏　名　　大阪府茨木市

茨木市長